平成２５年（フ）第１１３５号
埼玉県鴻巣市松原１丁目１番61号
債務者　恩田　典章
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３６号
さいたま市北区東大成町１丁目159番地５―611、旧住所さいたま市西区大字西遊馬357番地12
債務者　高橋　信弘
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４７号
さいたま市南区関２丁目10番１―201号
債務者　中田　義晴
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４９号
埼玉県新座市野火止４丁目４番30―110号、旧住所埼玉県朝霞市栄町１丁目７番58―206号
債務者　寺内　　潤
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
埼玉県草加市弁天５丁目１番16号
債務者　小山　千春
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４０３号
埼玉県越谷市花田４丁目12番地10　ハイツ山口103号
債務者　内山　正晴
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４０４号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番13―710号
債務者　沼野　雄二
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４２３号
埼玉県三郷市戸ケ崎2317番地５　池田コーポ202、旧住所埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目737番地　エメラルドハイツ202号
債務者　小川　大輔
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４４８号
埼玉県草加市氷川町798番地１　Ｆ．Ｉ．Ｓ．草加
債務者　原　　一紀
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４５０号
埼玉県越谷市越ヶ谷５丁目４番48号　エスポワール２号館305号、旧住所埼玉県越谷市越ヶ谷５丁目４番48号　エスポワール２号館302号
債務者　片山　　岳
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見638番地27
債務者　藤岡　春雄
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３３４号
静岡県沼津市桃里430番地の10
債務者　鈴木真理菜
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３８２号
愛知県西尾市新屋敷町122番地２
債務者　林　　弘司
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３９２号
愛知県みよし市三好丘３丁目12番地２　エクセル三好丘Ｃ棟102号、前住所愛知県豊田市上渡合町萩平316番地27
債務者　冨山　眞人
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６６４号
大阪府枚方市磯島茶屋町17番21―402号
債務者　中村聡一郎
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０４１号
大阪府豊中市宮山町２丁目20番31号
債務者　山﨑　美子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３５４号
大阪府守口市大日町２丁目15番１―308号
債務者　佐々木幸人
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部